

令和7年 3月25日

一宮市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者
松 浦 昭 雄

一宮市病院事業部管理規程第10号

一宮市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

一宮市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(新たに職員となった者の職務の級) 第4条 略 2 略 3 経験者採用試験の結果に基づいて<u>新たに職員となった者の職務</u>の級は、管理者がその者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、<u>当該新たに職員となった者の採用の日に占めることとなる職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該新たに職員となった者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。</u> 4 略 (新たに職員となった者の号給) 第5条 新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。 (1) 略 (2) <u>前条第3項の規定により職務の級を決定された職員(以下この号において「経験者試験採用者」という。)</u> 管理者が<u>当該経験者試験採用者</u>に求められる能力等を考慮して指定する採用試験	(新たに職員となった者の職務の級) 第4条 略 2 略 3 経験者採用試験の結果に基づいて<u>新たに職員となった者その他管理者の定める職員(以下「経験者試験等採用者」)</u>の職務の級は、管理者がその者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、<u>当該経験者試験等採用者</u>の採用の日に占めることとなる職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、<u>当該経験者試験等採用者</u>の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。 4 略 (新たに職員となった者の号給) 第5条 略 (1) 略 (2) <u>経験者試験等採用者</u> _____ 管理者が<u>当該経験者試験等採用者</u>に求められる能力等を考慮して指定する採用試験

験の結果により採用された部内の他の職員で、<u>当該経験者試験採用者</u>の採用の日に新たに職員となったものとした場合に、<u>当該経験者試験採用者</u>の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、<u>当該経験者試験採用者</u>の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、<u>当該経験者試験採用者</u>の有する能力等を考慮して決定する号給	験の結果により採用された部内の他の職員で、<u>当該経験者試験等採用者</u>の採用の日に新たに職員となったものとした場合に、<u>当該経験者試験等採用者</u>の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、<u>当該経験者試験等採用者</u>の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、<u>当該経験者試験等採用者</u>の有する能力等を考慮して決定する号給
(3)・(4) 略	(3)・(4) 略
2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員(<u>前項第2号に掲げる職員</u>を除く。)の号給については、同項の規定にかかわらず、管理者が別に定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を同項の規定による号給より上位の号給とすることができる。 (経験年数を有する者の号給)	2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員(<u>経験者試験等採用者</u>を除く。)の号給については、同項の規定にかかわらず、管理者が別に定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を同項の規定による号給より上位の号給とすることができる。 (経験年数を有する者の号給)
第8条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第5条第1項の規定による号給(前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給)の号数に、当該経験年数の月数を12か月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4(新たに職員となった者が次項に規定する特定職員であるときは、3_____)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。	第8条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第5条第1項の規定による号給(前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給)の号数に、当該経験年数の月数を12か月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4(新たに職員となった者が次項に規定する特定職員であるときは、3(<u>行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものは、0</u>))を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
2 略 (昇給の基準)	2 略 (昇給の基準)
第12条 略	第12条 略
2・3 略	2・3 略

4 前項の規定により職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(第8条第2項に規定する特定職員にあっては、3号給)とすることを標準として管理者が別に定める応じて、当該基準に従い決定するものとする。 5 <u>55歳(行政職給料表(2)又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員</u>の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて<u>管理者が別に定める基準に従い決定するものとする</u> _____。	4 前項の規定により職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給_____とすることを標準として管理者が別に定める応じて、当該基準に従い決定するものとする。 5 <u>次に掲げる職員</u> _____の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて<u>次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める号給数とすることを標準として管理者が別に定める基準に従い決定するものとする。</u> (1) <u>第8条第2項に規定する特定職員(次に規定する職員を除く。)</u> 別表第5に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数 (2) <u>55歳(行政職給料表(2)又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員及び行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの</u> 別表第5の2に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数
6・7 略 別表第2(第5条関係) 初任給基準表 1～3 略 4 医療職給料表(2)初任給基準表 【別記1 参照】	6・7 略 別表第2(第5条関係) 初任給基準表 1～3 略 4 医療職給料表(2)初任給基準表 【別記1 参照】

別表第4(第10条関係) 昇格時号給表	別表第4(第10条関係) 昇格時号給表
1 行政職給料表(1)昇格時号給対応表 【別記2 参照】	1 行政職給料表(1)昇格時号給対応表 【別記2 参照】
2 行政職給料表(2)昇格時号給対応表 【別記3 参照】	2 行政職給料表(2)昇格時号給対応表 【別記3 参照】
3 略	3 略
4 医療職給料表(2)昇格時号給対応表 【別記4 参照】	4 医療職給料表(2)昇格時号給対応表 【別記4 参照】
5 医療職給料表(3)昇格時号給対応表 【別記5 参照】	5 医療職給料表(3)昇格時号給対応表 【別記5 参照】
別表第4の2 降格時号給対応表(第11条関係)	別表第4の2 降格時号給対応表(第11条関係)
1 行政職給料表(1)降格時号給対応表 【別記6 参照】	1 行政職給料表(1)降格時号給対応表 【別記6 参照】
2 行政職給料表(2)降格時号給対応表 【別記7 参照】	2 行政職給料表(2)降格時号給対応表 【別記7 参照】
3 略	3 略
4 医療職給料表(2)降格時号給対応表 【別記8 参照】	4 医療職給料表(2)降格時号給対応表 【別記8 参照】
5 医療職給料表(3)降格時号給対応表 【別記9 参照】	5 医療職給料表(3)降格時号給対応表 【別記9 参照】
	別表第5 特定職員昇給号給数表(第12条関係) 【別記10 参照】
	別表第5の2 特定職員昇給号給数表(第12条関係) 【別記11 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

職種	学歴免許等	初任給
略		
言語聴覚士	略	
略		
歯科衛生士	短大3卒	1級23号給
	略	

改正案

職種	学歴免許等	初任給
略		
言語聴覚士	略	
管理栄養士	大学卒	2級9号給
略		
歯科衛生士	大学卒	2級9号給
	短大3卒	1級23号給
	略	

【別記10】

改正案

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8号給以上	6号給	3号給	2号給	0号給

【別記11】

改正案

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	2号給以上	1号給	0号給	0号給	0号給

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
(切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例)
- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)に昇格又は降格(以下この項において「昇格等」という。)した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして改正後の一宮市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(以下「改正後の初任給規程」という。)第10条又は第11条の規定を適用する。
(選考の結果に基づいて新たに職員となった者の号給の調整)
- 3 切替日前に選考(切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該選考の結果に基づいて職員となった部内の他の職員があるものに限る。)の結果に基づいて新たに職員となった者で、改正後の初任給規程第4条第4項の規定により職務の級を決定されたものの切替日における号給については、その者が切替日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。